

公衆接遇費の取扱いについて（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

警察職員（以下「職員」という。）が、公衆接遇のため一時立て替えた自己の所持金のうち、返済されず回収不能となったものについて、当該職員の負担を解消するため、みだしのことについて下記のように定め、平成13年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

1 補償の対象とする費用の範囲

(1) 職員が、被接遇者からの願い出に応じてやむを得ず、次に掲げる費用を自己の所持金を立て替えることにより支出し、被接遇者から返済期日から起算して2箇月を経過しても、当該費用の返済がなされず、かつ、今後も返済されることが期待できないと認められるもの（以下「返済不能金」という。）について、公衆接遇費により補償するものとする。

ア 現金の盗難又は遺失により、取りあえず必要とするバス、電車等交通機関の利用に要する費用

イ その他公衆接遇上やむを得ない理由により、一時立て替えを必要とする費用

(2) 前記1の(1)に規定する返済されることが期待できないと認められるものは、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 被接遇者が所在不明の場合

イ 被接遇者に返済能力がない場合

ウ その他被接遇者に返済を求めることができない相当の事情がある場合

2 借用書の徴収

職員は、公衆接遇のため、前記1の(1)に掲げる費用を一時立て替える場合は、被接遇者から一時立て替えの事実を明らかにした借用書を徴するものとする。

3 返済不能金に対する補償

(1) 返済不能金の補償（以下「補償」という。）を受けようとする職員は、申請書（別記様式第1）に前記2の借用書を添付し、所属長に申請するものとする。

(2) 職員は、前記3の(1)により補償を申請した場合において、補償を受ける前に被接遇者から返済を受けたときは、その旨を直ちに返済金報告書（別記様式第2）により所属長に報告するものとする。

(3) 所属長は、前記3の(1)の申請書を受理した場合は、申請書の内容を検討の上、補償の要否及び公衆接遇費による補償金額（以下「補償金額等」という。）を決定するものとする。
この場合において、警察本部（サイバー対策本部及び市警察部を含む。）の所属の長及び警察学校長は、速やかに総務部会計課長に当該申請書及び借用書を送付し、補償金額等について協議するものとする。

(4) 前記3の(3)の補償金額は、被接遇者に支出した実費相当額とする。ただし、その限度額は、10,000円とする。

(5) 前記3の(3)の補償金額の支給方法は、原則として、京都府会計規則（昭和52年京都府規

則第6号。以下「会計規則」という。)第67条に規定する資金前渡によるものとする。

(6) 職員は、前記3の(5)により補償金額の支給を受けた場合において、被接遇者から返済を受けたときは、速やかに返済金報告書により所属長に報告するものとする。

(7) 所属長は、前記3の(6)により返済金報告書の提出を受けたときは、当該職員に対し会計規則第38条第2項に規定する納入通知書により返済金(前記3の(4)の補償金額を超えるときは、補償金額とする。)を指定金融機関等に納付させるものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 公衆接遇費による補償は、公金を支出して行うものであることから、所属長は、前記3の(3)の補償金額等の決定に当たっては、同(1)の申請書の内容について必要な調査を行うものとする。

(2) 職員は、自己の所持金を支出して接遇するのに当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 被接遇者の心情をよく理解して行うことは当然であるが、願い出が単に、交通費等に該当するからということのみで安易に所持金を支出して接遇するのではなく、他の方法による措置が困難な場合に限り応じるようにすること。

イ 被接遇者の氏名及び住所を証するに足りる書類(運転免許証等)の提示を求めるなど、その身元を確認するとともに、被接遇者に一時立て替える金額は、必要最小限とすること。この場合において、できる限り被接遇者の親族等に連絡し、自己の所持金を一時立て替えた旨を伝え、返済期日までに返済することの同意を得ておくこと。

5 簿冊の備付け

所属長は、公衆接遇費取扱簿(別記様式第3)を備え付け、申請書の日付順に記載し、公衆接遇費の取扱状況を明らかにしておくものとする。

別記

様式第 1

申 請 書				
¥ _____ ただし、公衆接遇に伴う一時立替金の返済不能金の内容は下記のとおりです。				
接遇年月日	立替金額	被接遇者の住所・氏名	立替理由	返済不能理由
上記金額の補償について申請します。				
殿				
年 月 日				
所属				
階級				
氏名 (印)				
補償金額の決定	補償金額			円
決定年月日	年 月 日			
決定者				(印)

返 済 金 報 告 書

年 月 日

殿

所属

階級

氏名

印

¥

年 月 日、公衆接遇に伴う一時立替金の返済金として、 から、上記の金額
を受領しましたので報告します。

